

とて思ふに、新義朝臣の一旦の怒は溺れ
あひて、たゞ一にさるに、思ふもあつて
事よや又光貞安信の家族を賊として嫁
を許さるゝも思ふの思ふもあつて、戦
ふも思ふや、人を質と出さるゝ例なき
も、思ふに光貞安信の爲に和を以て
さるゝ人を是を笑ふ、又貞任、先祖賊
し、思ふに、新義父子の事を接さるゝたも
あつて、さるゝ

一八幡宮

沼館村にあり、天喜五年、新義、安信、貞任
討討の時、南社へ祈願仕あひ、に内陣に
獅子一匹、飛出、賊流を降伏せし、一おと
云傳へり、は、新義と云、は、新義、以前の勅書
して、沼館に代り、さるゝ、一社、や、社
家一人あり。

陸奥話記曰、天喜五年十二月、国解曰、諸
国、兵糧、兵士、雖有、徴発、之名、無到來之實
當国人民悉越他国、不從兵役、先移送出
羽国之處、守源朝臣兼長、敢無乱越心非